

第 4 類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

- 1 「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。
- 2 第 04.05 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 「バター」とは、専らミルクから得た天然のバター、ホエイバター及び還元バター（生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたものに限るものとし、缶詰バターを含む。）をいうものとし、乳脂肪分が全重量の 80%以上 95%以下で、無脂乳固形分が全重量の 2%以下であり、かつ、水分が全重量の 16%以下のものに限る。バターには、乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するかしないかを問わない。
 - (b) 「デリースプレッド」とは、油中水滴型の展延性のある乳化したものをいうものとし、脂肪としては乳脂肪のみを含有し、乳脂肪分が全重量の 39%以上 80%未満のものに限る。
- 3 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次のすべての特性を有するものに限り、チーズとして第 04.06 項に属する。
 - (a) 乳脂肪分が全乾燥重量の 5%以上であること。
 - (b) 乾燥固形分が全重量の 70%以上 85%以下であること。
 - (c) 成型したもの又は成型が可能なものであること。
- 4 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の 95%を超えるもの（第 17.02 項参照）
 - (b) 一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつてミルクから得た物品（第 19.01 項及び第 21.06 項参照）
 - (c) アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 80%を超えるものに限る。第 35.02 項参照）及びグロブリン（第 35.04 項参照）

号注

- 1 第 0404.10 号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの）をいう。
- 2 第 0405.10 号においてバターには、無水バター及びギーを含まない（第 0405.90 号参照）。